

第5期 雲南市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 平成26年12月18日(木) 13:00~15:10

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター 多目的ホール

3. 出席委員(34名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄
17番 柳原昌広	18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	29番 山本裕子	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章
36番 石橋義明	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(3名) 27番 持田明典 28番 川上蘆求 32番 小田久義

遅刻届出委員(2名) 22番 渡部満憲 30番 高島幹雄

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第39号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第41号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は32名であります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第6回総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、6番日野一夫委員、8番高橋敬二委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。
会 長	先般12月4日に全国農業委員会会長代表者集会在事務局とともに出席しました。第1号議案「農業委員会組織・制度見直しに関する要請決議」、第2号議案「農業・農村の再構築に向けた基本農政の確立と施策推進に関する要請決議」、第3号議案「TPP交渉において国会決議の絶対遵守を求める要請決議」が提案され、全て承認され大会は終了いたしました。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出の受理について ・会議等の予定について
議 長	事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3、議案の上程を行ないます。 次に、「議第39号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。
議 長	事務局から説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。「議第39号農地法第2条の規定による許可申請に

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ついて」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は3,022㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、「遠方のため耕作できず、雑木等が繁茂し、農地への復旧が困難となったため」ということです。平成26年12月1日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、△△委員、□□委員です。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第39号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第39号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第40号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第40号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△・△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計365㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇郡〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り136,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△・△外12筆で、地目は登記簿・現況とも田です。面積は合計16,017㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇、同一世帯の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を主宰する」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、2件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論を終わります。
議 長	お諮りいたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>「議第40号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第40号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第41号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の13ページをご覧ください。「議第41号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」であります。</p> <p>資料No.2をご覧ください。農地取得「下限面積」の設定については、農業委員会は毎年下限面積の設定または必要性について協議することとなっています。</p> <p>下限面積の設定については、平成24年度は見直しを実施しましたが、今年度については、現行の下限面積の変更を行わないという方針を考えております。加茂町、木次町の下限面積が20アール、大東町、三刀屋町、吉田町、掛合町の下限面積が30アールと考えております。</p> <p>その理由としましては、資料No.2の2ページ、別段面積の設定基準「農地法施行規則第17条1項」では、設定する別段面積より小さい面積で営農する農業者の概ね4割を下回らないようにすることと規定されています。資料No.2の3ページ、雲南市の平成26年7月現在の「経営耕地面積総農家数等一覧表」をご覧くださいますと、大東町は、30アール未満が35%、加茂町が20アール未満が38%、木次町が42%、三刀屋町が43%、吉田町が42%、掛合町が40%となっているとおり、20アール未満、30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の概ね4割であるため今回は、変更を実施しないことと考えております。資料No.2の1ページに戻っていただきまして、見直しによって別段面積を引き下げたことによる農地の取得状況については、累計7件となっております。</p> <p>続きまして、「農地法施行規則第17条2項」の空き家付農地につきましては、区域を現行59筆から53筆に変更いたします。</p> <p>変更理由としましては、資料No.2の5ページの「登録を解除された農地」で色付けの6筆が、3条で所有権移転されたことと、空き家付の農地から外れたことによります。資料No.2の1ページに戻っていただきまして、空き家付農地の取得状況ですが、木次町3件、三刀屋町1件、掛合町2の計6件ございました。資料No.2の8ページに参考として、これまでの空き家付き農地の実績の詳細を添付していますのでご覧ください。</p> <p>また、今回の設定の施行日については、総会後を予定しております。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第4 1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第4 1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第4 2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページをご覧ください。「議第4 2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は、現在の墓地が山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため申請地に移転したいとのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は14㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑2棟を建築され</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ます。転用理由は、「現在の墓地は、山の中腹にあり、坂も急なので管理がしやすい自宅の近くに移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は、〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計27㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。申請理由は「現在の墓地が山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転したい」ということです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計25㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。申請理由は「現在の墓地が山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転したい」ということです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・宅地、面積は280㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の拡張で、転用理由は現在の宅地が狭く不便なため、宅地を拡張するとのこと。始末書が提出されており、「平成16年12月より宅地として利用してきた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第35条第5号に規定する「拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の1/2を超えないものに限る」場合の「既存施設の拡張」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・宅地、面積は10㎡です。申請人は申請番号6番と同一の□□□□さんです。転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は現在の墓地は山の中腹にあり、参道も道幅が狭く急傾斜であるため、自宅近くの申請地に移転新設するとのこと。始末書が提出されており、「平成16年12月より宅地として利用してきた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>以上、6件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
5 番	<p>申請番号5番、6番について説明します。申請人の元に住宅は、裏山にせまった地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
5 番	すべり地帯であり田に家を建てられました。その際に住宅分と申請地を除外されましたが、住宅部分のみ転用許可申請をされ庭部分が残っておりました。今回、墓地整備をするにあたり転用していないことが分かった次第です。大変申し訳なかったとのことです。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第42号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第42号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	次に、「議第43号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書19ページをご覧ください。「議第43号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は28㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地進入路を建設されます。転用理由は、「宅地進</p>

	入
--	---

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>路がないため、新設整備し利用したい」ということです。始末書が提出されておまして、「昭和51年12月から宅地進入路として利用してきた」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当り10,000,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は415㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟114.00㎡、駐車区画3台分を建設されます。転用理由は、「現在、両親と同居であるが家族も増え手狭となってきたため、申請地を借り受け、住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で賃借料は親子ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は146㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、△△△△さん共有です。転用目的は個人住宅で、住宅1棟52.12㎡を建設されます。転用理由は、「家族が増え現借家が狭くなったため、申請地に個人住宅を建築する」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当り30,136,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
14番	<p>申請番号1番についてです。図面の39ページをご覧ください。進入路の横に木がありますが、元は田でして現況がこう言った状態になっています。記載されていますように昭和51年11月に申請人が家を建てられた時に、進入路はこの申請地しかないということで、□□さんの土地を借りて今日まで来たということです。今回の許可申請書が出たきっかけは、この地域で地籍調査をやっている、□□さんが調査に関連しはつきりさせたいということで動きがあったようです。双方とも農地法上の手続きを取らないといけないということの認識がなく始末書が出ています。ご審議よろしくをお願いします。一つ気になりますのは、土地代が10アール当り10,000,000円と高額ですが、進入路がここしかないこともあり譲渡人の意向と地域の地価水準に照らして決まったところでは。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。
議 長	お諮りいたします。
	「議第43号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、「議第43号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書22ページ「議第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。
	今回の案件は大東町22件、加茂町1件、三刀屋町1件、吉田町1件、掛合町1件の計26件申請されております。
	この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	中間管理機構の案件がありますので、担当課より説明を求めます。
農林振 興課	農林振興課内田です。今回初めて中間管理機構を通る案件ですので簡潔に説明します。中間管理機構と、所有者が国、県の事業を使い最終的に法人に出す流れです。大東町大東下分針江が36筆の約4.5ヘクタール、大東町久野の長谷が9筆の約1ヘクタールです。今回、長谷自治会及び針江自治会につきまして個人で利用権設定を出しておられます。中間管理機構の財団法人しまね農業振興公社と契約を結びます。これ

発信者	議 事 録 要 旨
農林振 興課	<p>にもとづいて2自治会では、来年の1月に法人が立ち上がる予定です。法人の名称については、長谷が「清流の里長谷」、針江が「ミライエ」という予定です。今後、中間管理機構に預けられたものを雲南市で農用地利用配分計画を作成し機構に提出することとなります。そして、その後2つの法人に貸付ける計画になると思います。それにもとづいて、中間管理機構が2つの法人に貸付けられるという流れです。今回、個人で出された利用権設定の案件の中で長谷地域のものは「清流の里長谷」に、針江地域のものは「ミライエ」に今後貸付けられるという予定になっています。今後、その予定につきまして農業委員会にかけることにはならないと思いますが、ご承知いただきたいと思います。</p> <p>次に、中間管理機構における農地集積に伴う機構集積協力金の交付についてです。今後、2つの法人は機構集積協力交付金をもらえる予定です。別紙をご覧ください。</p> <p>一つ目は、地域集積協力金です。地域に入る補助金です。例えば、針江ですと10ヘクタールありその内2ヘクタール以上集積していると、10アール当たり20,000円が地域に対して交付されます。こちらにつきましては、今年はまだ要件を満たしていないため来年度申請されてこちらのお金をもらえる予定となっています。</p> <p>二つ目は、経営転換協力金です。こちらは農業者に入る補助金です。2つのタイプがあります。初めに経営転換タイプです。例えば、田と畑を所有しておられまして、畑は自分で耕作するが田は経営しませんということで、田を全て機構に貸付けた場合にお金が交付されます。10年以上の貸し付けとなっています。もう一つは、リタイアタイプです。全ての農地を出された場合にお金が交付されます。但し、自留地として10アールを持つことは可能となっています。</p> <p>三つ目は、耕作者集積協力金です。先ほどご説明しました経営転換まではしないけれど、連担している農地があった場合に耕作者集積協力金がもらえます。こちらも農業者に入る補助金です。経営転換協力金と同じようにいろいろな要件はついてきます。</p> <p>2法人は今後このような補助金をもらっていかれる予定となっています。簡単ではございますが以上です。</p>
議 長	<p>担当課から今回初めて出ました中間管理機構の説明をしていただきました。中間管理機構に限っての質疑があれば受けたいと思います。</p>
21番	<p>個人の方の利用権設定が出てきますが、補助金等の細かいことはなしで書類を受け取って送ればよろしいでしょうか。</p>
農林振 興課	<p>機構集積協力金について、県は優先順位をつけています。平成26年度の場合は、先ほど説明しましたように法人を立ち上げ集積をされる予定のあるところが大前提となっています。そういったところを今回させていただいております。個人の場合で、機構集積協力金を活用することは難しいと思っております。現時点で平成27年度の機構集積協力金の県方針は出ておりませんが、基本的に法人以外の個人については、なかなか該当にならないのかなと判断しております。従って、皆様におかれましては</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振 興課	引き続き中間管理機構を通さない個人同士の利用権設定で行っていただきたいと考えております。
1 4 番	法人の立ち上げが来年なのに、このたび利用権設定を行うのはなぜですか。タイムラグが発生すると思います。
農林振 興課	機構集積協力交付金の地域集積協力金は、事業年度の12月末までの申請が最終期限となっております。これを逃すと次年度となります。また、経営転換協力金と耕作者集積協力金は、2月末までに認定を受ければよいです。しかし、地域集積協力金をもらう方向で進めておりましたので、今回の農業委員会にかけないと間に合わなかった次第です。こうしたことから今回あげさせていただきました。
議 長	他にはありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、中間管理機構に関する質疑を終わります。
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号25番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。14時15分までに、ご協議をお願いいたします。暫時休憩といたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号25番を除く案件についてご審議いただきます。
議 長	大東町より順次発表をお願いします。
9 番	大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6 番	加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
4 番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 3 番	掛合町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議事参与に関わる案件であります申請番号25番を除く案件については、申請のとおりすべて妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議事参与に関わる案件であります申請番号25番を除く案件については、申請のとおりすべて妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に係わる申請番号25番についてのみ審議いたします。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番〇〇委員には退席願います。</p> <p>(柳原委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号25番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表していただきます。</p>
5 番	<p>三刀屋町ですが、許可妥当と判断いたしましたのでご報告致します。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号25番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第44号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号25番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	〇〇委員には着席願います。
	(柳原委員 着席)
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。
事務局	次にその他事項に入ります。 【その他報告事項】 (1)平成27年産米の需給調整について (2)平成26年産米の検査状況について (3)農業委員会委員選挙人名簿登載申請について (4)農地台帳の法定化等について (5)農業委員会活動記録カードの提出について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員
